



# 一般社団法人 大阪市東住吉矢田人権協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人大阪市東住吉矢田人権協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人の事務所は、大阪市東住吉区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、同和問題をはじめとするあらゆる差別を克服する人権施策の推進に努め、地域福祉・教育・文化及び労働環境の向上をはかるための支援等を行うことによって、心豊かな地域コミュニティの形成をめざし、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

その為にも、ゆうあいセンターを隣保館として運営し、地域福祉の向上、人権問題への啓発、地域住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして機能させ、総合生活相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同和問題・人権問題に関わる調査・研究に関すること
- (2) ゆうあいセンターを地域住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして機能させ、隣保事業の推進に努める。
- (3) 関係機関及び関係団体との協力及び調整
- (4) 人権意識の普及・高揚を図るための教育・啓発及び男女共同参画社会の形成のための事業
- (5) 総合相談事業並びに高齢者・障がい者福祉をはじめ地域福祉推進のための事業
- (6) 人権尊重の社会やまちづくり並びに地域コミュニティの推進を図るための事業
- (7) 地域の産業の育成及び振興のための助言・援助
- (8) 労働環境向上のための啓発及び地域住民の就業支援並びに相談・訓練
- (9) 地域の団体等の育成のための助成・啓発及びボランティア活動の支援
- (10) 貸室、貸館事業
- (11) 浴場の経営
- (12) 温泉供給事業
- (13) その他、本法人の目的達成のために必要な事業並びに前各号に掲げる事業に付帯関連する事業

(公告)

第5条 本法人の公告は、官報によるものとする。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会 員)

第 7 条 本法人の会員は、次の2種とする。正会員をもって社員とする。

- (1) 正 会 員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛同するため入会した個人又は団体

(入 会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、理事会においてその承認を得るものとする。

(会 費)

第 9 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が前条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が退会又は、第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出品は返還しない。

### 第3章 役員

(機関構成)

第14条 本法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

(種類及び定数)

第15条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事とすることができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、本法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事長及び本法人の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 本法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (5) 法令で定める監査報告を作成すること

(任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員任期又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員は、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる

る。

(報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(顧問)

第22条 本法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、本法人の目的に賛同した個人又は団体の役員及び学識経験者のなかから理事会の決定により理事長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の運営方針その他に関して理事長の諮問に応じ、又は理事長に意見を述べる。

(取引の制限)

第23条 理事は、次に掲げる場合には、総会においてその取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき

(3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なくその取引に関する重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第4章 総会

(種類)

第24条 本法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第26条 総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に別に定める事項を議決する。

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第27条第2項第2号の書面に記載した目的及び審議事項以外は議決することはできない。

(開催)

第27条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集

の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(招集)

第28条 総会は、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第31条 総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は正会員としての議決権は有しない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事録については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要
- (5) 議事録署名人の選任事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成及び種類)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成し、通常理事会及び臨時理事会の2種とする

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催等)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき
- (4) 監事から招集請求があったとき

(招集)

第37条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第40条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全体が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその

提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第43条 本法人は、基金の拠出を社員又はその他第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第44条 基金の募集及び割当並びに払込等、手続きに関しては、理事会の議決を要するものとし、別途「基金取扱規程」を定め、これによるものとする。

(基金の返還)

第45条 基金の返還は、本法人が解散する日まで返還しないものとする。

2 基金の返還手続きについては、その必要な事項を社員総会において別途定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第46条 本法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める。

(寄付金等)

第47条 本法人は、会員又は本法人の目的に賛同した個人もしくは団体からの寄付を受ける入れることができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日や前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て、社員総会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3カ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 付属明細書

(会計原則)

第50条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第52条 本法人は、総会において正会員の半数以上が出席し、出席した総正会員の3分の2以上の議決により、一般法人法に定める他の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第53条 本法人は、一般法人法第148条に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決によって定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第55条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 会計帳簿

(4) 計算書類及び付属明細書

(5) 前項の監査報告書

(6) その他法令で定める帳簿及び書類



## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等の情報を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第11章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第60条 この定款は、一般社団法人大阪市東住吉矢田人権協会と一般財団法人結愛ネットワーク矢田との合併の効力発生日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月29日の通常総会より施行する。

以上、当会社の現行定款に相違ありません。

平成30年6月29日

大阪市東住吉区矢田五丁目13番9号  
一般社団法人大阪市東住吉矢田人権協会  
代表理事 岸本 里美



法人実印



法人実印